

## 【確認】消費税率の更新を忘れていませんか？

2019年10月1日(火)より消費税率が10%へ変更されました。つきましては、物件情報を公開する際の価格・料金の表示について、以下のとおりご案内させていただきます。

### 価格・料金などは、消費税率10%に対応した表示をしてください

物件価格や事業用物件の賃料、一時金・ランニングコストなど、物件情報の金額は税率10%対応の表示に変更済みでしょうか？

金銭に関する表示は、エンドユーザーにとって重要な情報になりますので、今一度ご確認をお願いいたします。

#### 【税込8%⇒10%の変更例】

- 賃料(貸事務所) — 10.8万円 ⇒ 11万円
- 鍵交換代 — 10,800円 ⇒ 11,000円

### 総額表示方式でご登録ください

不動産広告は「不動産の表示に関する公正競争規約」に基づき、総額表示をする必要があります。

また、事業用物件・ファクトシート(図面)においても、当社ではネットワークによる流通物件情報の多くが、店頭表示、インターネット、2次広告などによりエンドユーザーへ発信されることから、全て総額表示での登録・公開をお願いしております。

※課税対象や新税率の適用基準は、費用や条件によって異なり、当社では判断できないため、各専門機関へのご照会をお願いいたします。

## 建築確認番号は正しくご登録ください

新築住宅の情報公開にあたり、建物が未完成(建築中・未着工)の場合は、建築確認番号の表示が必要です(都市計画区域外の場合は除く)。ATBB(不動産業務総合支援サイト)、ファクトシート(図面)などによる物件登録・公開の際は、許可された建築確認番号を正確に登録してください。

### ご注意ください

建築確認番号の未記載や「確認中」「申請中」「0000」「-」など建築確認番号以外の登録は認められません。



内容に不備があったり、建築確認番号以外のものを登録された場合、「不動産の表示に関する公正競争規約」に抵触するため、公開できません。



建築確認を取得していない新築住宅は「宅地建物取引業法」および「不動産の表示に関する公正競争規約」に抵触するため、公開できません。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(\*)が統一テーマにて発信しております。

\*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

\*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認いただけます。[https://www.sfkoutori.or.jp/portal\\_bukai/](https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/)

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。